



※別途、入園料が必要です。
問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

動物公園初！シロオリックスの赤ちゃん誕生

10月25日(土)にシロオリックスの赤ちゃんが誕生しました。ぜひ、会いに来てください。

グラントシマウマの赤ちゃん愛称募集

11月7日(金)にグラントシマウマの赤ちゃんが誕生しました。現在一般公開中ですが、12月28日(日)まで愛称を募集します。

応募方法 園内に備え付けてある応募用紙に必要事項を記入し、応募箱へ

※命名者の中から抽選で1人の方に、横浜八景島シーパラダイスペア入場券・グラントシマウマの赤ちゃん写真パネルなどを差し上げます。

クリスマスデコレーションのライトアップ

期間 12月1日(月)～25日(木)午後5時～9時

クリスマス・トナカイと一緒に記念撮影

大変おとなしいトナカイと飼育係がふんそうしたサンタさんと一緒に、記念撮影をしませんか。クリスマスカードにも使えます。

日時 12月6日(土)・7日(日)・13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)・23日(火)・24日(水)午後1時～1時30分

会場 ウェルカムガーデン (入場口) 前

参加費 無料

※直接会場へお越しください。

教えて!

「有利な金融商品の話です。」と自宅に業者から電話がありました。関心がないと断りましたが、「商品について専門家が詳しく説明するので、事務所に来ませんか。契約する・しないは自由です。」と言われました。ちょうど満期になった預金があったので、話を聞くだけでもと思い、事務所へ行きました。

商品について資料を基に、熱心に説明をしてくれました。今原油に投資をすると、石油が右肩上がりに値段が上がっているの、大きな利益が期待できるとの説明に納得し、その場で契約をして100万円を支払いました。しかし、自宅に帰って渡された冊子を見ると、販売員の説明と何となく違うので不安になりました。大丈夫でしょうか。

お答えします

相談者が持参した資料に目を通すと、海外商品先物取引であることが分かりました。商品先物取引は、少額の資金(証拠金)で、その何十倍もの大きな取引ができる金融商品です。そのために、商品の値段(相場)が期待したような値動きをした場合は大きな利益を得ることができます。しかし、予想に反した場合は大きな損失が発生します。一定以上の損失が出たときは、業者から追加の証拠金(追証)を請求されます。追証を預けずに、取引を終了する方法もあります。

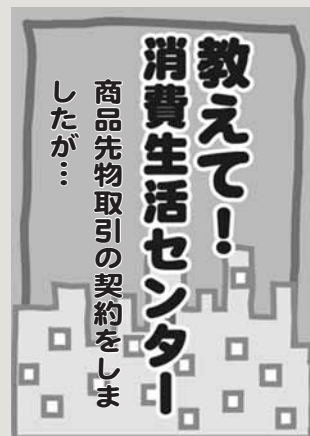
相談者には、取引の仕組みが非常に複雑であること、多少の損だけでなく元金以上の損がでることもあるので、一般の消費者が手を出すにはリスク(危険性)が大きいことを説明しました。

相談者は取引を止めたいとの希望であり、契約締結後3日目であったため、センターは業者に全額返金を求めました。しかし業者は事務所で本人が納得して契約したのだから、全額返金はできないと主張してきました。センターでは最初に電話で呼び出されたこと、先物取引の説明を受けても、相談者は取引を十分理解していなかったことなどを主張し、現在も交渉中です。

○突然の電話や訪問で投資話をされたら、はっきりと断りましょう。

○よく分からない投資話には、絶対に手を出さないことが大切です。

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111



困ったら、
まず 消費生活
センターへ

表彰



東京都知事感謝状
平成20年東京都統計功労者

和田陽子さん（羽中在住）



長年にわたり、各種の指定統計調査事務において優秀な成果を収められ、他の調査員の模範となったことが認められたものです。

問合せ 庶務課庶務文書係

福祉



家族介護者交流会

介護に関する悩みや疑問、サービスの知識などについて気軽に話してみませんか。

日時 12月17日(水)午後1時30分～3時
会場 福祉センターボランティア活動室

対象 市内在住の高齢の方を介護している家族

※初参加の方は、連絡してください。
参加費 150円（飲み物代）

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

戦傷病者・戦没者の妻に対する特別給付金

次の請求を受け付けています。

① 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」第23回特別給付金い号、第13回特別給付金わ号

② 「戦没者等の妻に対する特別給付金」第22回特別給付金は号、第17回特別給付金を号、第10回特別給付金つ号、第4回特別給付金な号

請求期間 平成21年9月30日(水)まで
申請先・問合せ 社会福祉課庶務係

子育て



12月のおしゃべり場

テーマ 卒乳

中央児童館 12月11日(木)

西児童館 12月12日(金)

東児童館 12月16日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分
※事前の申込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎578-12882

児童扶養手当の支給

12月は、児童扶養手当の支給月です。

12月12日(金)（予定）に指定の口座に振り込みます。確認してください。

問合せ 子育て支援課支援係

保育園入園申込みの受付

平成21年4月に入園を希望する方は、「平成21年度保育園のしおり」にある申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。

申込書配付場所 市役所2階保育課・市役所各連絡所・各保育園・各児童館

申込み・問合せ 12月1日(月)～14日(日)の午前8時30分から午後5時までに、直接保育課保育係へ

※土・日曜日も受け付けます（正午～午後1時を除く）。

年末保育

12月29日(月)・30日(火)に、市立保育園全園で年末保育を行います。市内の保育園などに入所し、年末保育の利用を希望する方は、申し込んでください。

受付期間 12月8日(月)～20日(土)

申込書配付・受付場所

□ 保育課：午前8時30分～午後5時
※土・日曜日も受け付けます（正午～午後1時を除く）。

□ 各市立保育園：午前7時～午後6時（日曜日を除く）

保育料（1人） 1日3000円

※私立保育園、東京都認証保育所でも、年末保育を行う施設があります。詳しくは、直接各施設へ問い合わせてください。

問合せ 保育課保育係

クリエーターとやってみよう！ベビーマッサージ!!

日時 12月4日(木)午前11時～11時30分

会場 東児童館

対象 7か月未満の乳児とその保護者

定員 20組（先着順）

参加費 無料

持ち物 大きめのバスタオル（お子さんを寝かせるために使用）

※服の上からマッサージを行います。オイルなどは使用しません。

申込み・問合せ 12月2日(火)・3日(水)

の午前9時から午後5時までに、電話または直接東児童館 ☎570-7751

ひとり親家庭等医療費助成の申請

ひとり親家庭等医療費助成制度は、18歳到達後の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭に、医療費の自己負担分の全部または一部を助成する制度です。まだ申請をしていない方は、12月28日(日)までに申請してください。※所得制限により助成を受けられない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

※現在受給している方でまだ現況届を提出していない方は、至急提出してください。

申請先・問合せ 子育て支援課支援係

学童クラブ入所申請書の配付

平成21年度の学童クラブ入所申請書を12月1日(月)から配付します。平成21年4月1日から学童クラブへ入所を希望する方は、次の期間に申請してください。継続入所を希望する方も申請が必要です。

対象 平成21年4月の時点で、保護者の就労などで放課後家庭で監護できない市内在住の小学校1〜3年生
申請書配付場所 市役所2階児童青少年課・市役所各連絡所・各児童館・各学童クラブ

申請期間 平成21年1月5日(月)〜18日(日)

(1月12日(月)を除く)
申請先・問合せ 児童青少年課児童係

税金



取りこわし家屋(建物)の届け出

平成20年中に家屋の全部または一部を取りこわした方で、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で家屋の滅失登記をしてください。また、登記されていない家屋の場合は、課税課資産税係へ取りこわしの届け出をしてください。

登記または届け出をしないと、平成21年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。必ず届出てください。
申告先・問合せ 課税課資産税係

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申告書を提出してください。

- 平成20年中に
- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
- 住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した

○住宅を事業用家屋に用途変更した
申告期限 平成21年1月31日(土)

■市税に関する申請用紙のダウンロード
「家屋取壊し申告書」「固定資産税住宅用地等申告書」のほか、税に関する各種申請用紙を市ホームページからダウンロードすることができます。利用してください。

申告先・問合せ 課税課資産税係

平成21年度分償却資産申告書の送付

市内に償却資産(事業で使う減価償却可能な固定資産)を所有している方および市内事業所などに、償却資産申告書を12月上旬に送付します。

償却資産の所有者は、毎年1月1日に所有している資産を、資産の所在する自治体へ申告する義務があります。※申告書が送付されない場合は、連絡してください。

減価償却資産の耐用年数の変更

平成20年の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。償却資産にかかる固定資産税は、決算期などにかかわらず、既存分を含めて、平成21年度分の固定資産税か

ら改正後の耐用年数が適用となります。また、平成21年度の評価額の計算は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します(取得当初にさかのぼって再計算するものではありません)。

申告期間 平成21年1月5日(月)〜31日(土)
(1月12日(月)を除く)

申告先・問合せ 課税課資産税係

暮らし



道路を安全・快適に!

歩道や車道に伸びた枝葉は、交通標識やカーブミラーを隠したり、通行を妨げたりします。また、道路に置かれた置き看板、商品や植木鉢などが原因で通行人や自転車が転倒し、負傷することもあります。

このような場合には、所有者が事故の責任を問われることもあります。また、戸別収集のごみも、道路上に出すと危険ですので、敷地内に出してください。

道路は市民の皆さんのものです。誰もが安全・快適に使用できるように、道路上に個人や事業者などの所有物が出ないように、適切な管理をしてください。

問合せ 土木課道路公園係